



Title	被保険者の債務の消滅と責任保険者の填補義務 –とくに相殺・混同によって被保険者の債務が消滅した場合について–
Author(s)	新山, 一範; NIYAMA, Kazunori
Citation	北大法学論集, 38(5-6下), 333-353
Issue Date	1988-07-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16612">https://hdl.handle.net/2115/16612</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(5-6)2_p333-353.pdf



# 被保険者の債務の消滅と責任保険者の填補義務

——とくに相殺・混同によつて被保険者の債務が  
消滅した場合について——

新山一範

## 目次

- 一 はじめに
- 二 相殺による消滅
- 三 混同による消滅
- 四 おわりに

## 一 はじめに

責任保険契約については、その保険事故をいかなる事実に求めるべきか、填補されるべき損害は何かなどの重要な理論上の問題に関して見解が分かれている。このため責任保険契約の意義を厳密に示すこと自体やっかいな問題であるが、被保険者が第三者に対して一定の財産的給付をなすべき法的責任を負担したことによって被る損害を填補することを目的とする保険契約をいう<sup>①</sup>とするならば、責任保険契約の少なくとも中核となる部分は示していることになると思う。責任保険保護の限界がどこにあるのか、つまり、被保険者が第三者に対して法的責任を負担すべき事実がないにもかかわらず、第三者からの請求を受けた場合において、さらにその請求に基づき裁判上または裁判外において被保険者の責任が確定された場合において何らかの責任保険給付がなされるのかという問題については、責任保険の保険事故との関連で見解が分かれるが、このような例外的な場合を措き、通常の場合を考えれば被保険者が第三者に対して法的責任を負担していることが責任保険給付の前提となっている。そして、被保険者の第三者に対する法的責任の存在と範囲が裁判上または裁判外において確定されたとき——たとえば自動車保険の対人・対物賠償責任保険において——、あるいは被保険者が第三者に対して弁済をなしたとき——たとえば自賠責保険において——被保険者は責任保険者に対して保険金請求権を行使しうることになる。<sup>②</sup>では、被保険者が第三者に対して法的責任を負担したにもかかわらず、被保険者の法的責任の存在が第三者との関係で確定するに至らない場合、責任保険者は被保険者に対して保険金支払義務を負担することはないのである。

この問題は、第三者の不当請求に対する責任保険保護の問題とはまさに逆の場合の問題と言えると思うのだが、たとえば、第三者が被保険者に対して責任追及のための訴えを提起しなかったり、訴えを提起しても第三者が敗訴して被保

除者を無責とする判決が確定したときに生じる。この場合については、理論上どのように説明するか見解は分かれるが、<sup>(3)</sup>責任保険者が被保険者に対して損害填補義務を負担しないことについて異論を生じることはないであろうと思う（本稿においては権利保護給付について考慮しないことにする）。さらにこの問題は、被保険者が第三者に対して法的責任を一旦負担した後、それが何らかの事由によって消滅した場合にも生じる。このうち、免除や消滅時効によって被保険者の法的責任が消滅した場合にも、被保険者が保険金請求権を有しないことについて異論を生じることではないのではないかと思う。もっとも、第三者の被保険者に対する責任追及訴訟において、被保険者が第三者による免除の事実を主張・立証しなかったり、消滅時効を援用しなかったときには被保険者は敗訴し、被保険者の第三者に対する法的責任が確定することになるが、この場合は不当請求の問題の一種として責任承認禁止条項<sup>(4)</sup>（無断承認禁止条項）違反の問題として解決できるのではないかと思う。

これらに対して、相殺や混同によって被保険者の法的責任が消滅した場合については見解が分かれる。この場合に責任保険契約当事者間で責任保険者が保険金支払義務を免れる旨の約定がなされているならば格別、そのような合意がない場合においては、責任保険契約の性質から当然に責任保険者は填補義務を負担しない、と解すべきではないと考える。しかしながら、相殺によって被保険者の法的責任が消滅した場合に、責任保険者の保険金支払義務を否定する見解があり、これを肯定する見解と対立している。また、混同による消滅の場合には、責任保険者の保険金支払義務を否定する見解が有力でさえある。そこで本稿では、被保険者が第三者に対して一旦法的責任を負担した後、それが相殺や混同によって消滅した場合をとくにとりあげて、責任保険者の填補義務の有無を論じる。

(1) 大森忠夫・保険法二二五頁、石田満・商法IV（保険法）二二〇頁、倉沢康一郎・保険法通論一〇六頁、田辺康平・現代保

險法三二二頁、田中誠二＝原茂太一・新版保險法（全訂版）二四四頁。

(2) 最高裁昭和五七年九月二八日判決（民集三六卷八号一六五二頁）は、昭和五一年改訂自動車保險普通約款による対人賠償責任保險契約について、「被保險者の保險金請求權は、保險事故の發生と同時に被保險者と損害賠償請求權者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする債權として發生し、被保險者が負担する損害賠償額が確定したときに右条件が成就して右保險金請求權の内容が確定し、同時にこれを行使することができることになるものと解するのが相当である」と判示している。

(3) 第三者が被保險者に対して請求權を行使しない場合について、倉沢・前掲書一〇九頁は、保險事故は發生しているが、それによる損害が生じなかったものとして理解される。また、被保險者を無責とする判決が確定した場合について、大森・前掲書二二〇頁、石田・前掲書二三七頁は、責任保險者は填補義務を負担しないとしているが、保險事故が發生していなかったことになると解されるものと思われる（大森・前掲書、竹田晴夫「賠償責任保險について」保險学雜誌四〇二号五〇頁参照）。さらに、仲尾次雄「損害賠償責任保險の保險事故について」自動車・責任保險の諸問題一九六頁以下は、保險事故も損害も一応生じたが、その後損害が回復された場合と解され、新山「責任保險における責任関係の基準性」田辺康平先生環曆記念保險法学の諸問題一六五頁は、保險事故は發生しているが、損害が生じなかった場合と解した。

(4) 賠償責任保險普通約款一〇条一項三号、四項（東京海上社）、一六条一項四号、二項（安田火災社）、自動車保險普通約款一般条項一四号七号、一五号三項。

## 二 相殺による消滅

(1) 被保險者が第三者に対して法的責任を負担した後それが相殺によって消滅した場合、責任保險者は保險金支払義務を負担するか否かという問題は、双方過失による自動車の衝突事故のように、一つの事故を原因として相互に不法行為による損害賠償債權を取得するに至った場合、不法行為債權を受働債權として相殺をなしうるか否かという問題との関連で多く論じられている。後者の問題において、一個の損害賠償債權が生じるにすぎない（単一責任）と解したり、

二個の対立する損害賠償債権が発生する（交叉責任）と解しても相殺を許さない場合には前者の問題を生じないが、前者の問題は後者の場合にのみ生じるものではなく、後者の問題と直接に関係するというものではない。後者の問題で相殺を認めない見解のなかに、前者の問題について責任保険者の保険金支払義務が否定されるから相殺を許さない方が被害者保護になる、とする見解があり、両者の問題の關係が論じられているのである。しかし、前者の問題についてこのように解しうるかは疑問である。

最高裁判昭和四九年六月二八日判決は、<sup>①</sup>双方過失による自動車の衝突事故によって相互に物的損害を生じた事案において、これに基づく損害賠償請求権相互間の相殺は民法五〇九条によつて許されない、と判示した。この判決について倉田元判事は、責任保険が介在すると相殺を許すか否かで大きな違いが生じ、相殺を許さない方が被害者保護になる面があると指摘されている。<sup>②</sup>すなわち、相互に損害賠償債務を負担している両当事者がともに相当額の対物賠償責任保険をつけていたとすると、相殺を許せば、賠償責任額だけが保険責任額になるから、相殺差額のみが保険填補を受けることになるのに対し、相殺を許さないとしたら、双方の賠償責任額の保険填補を受けることになるであろう、とされる。この意味で、相殺を禁止した方が被害者保護に資する面があり、この点は双方の人損につき対人賠償責任保険金の支払を考慮する場合にも同じである、といわれる。そして、昭和四七年一〇月の自動車保険約款改訂時に、保険実務は単一責任主義的な填補をするシングル方式から交叉責任主義的な填補をするクロス方式に査定方式を切り替えたが、<sup>③</sup>このような保険実務は明文の根拠を持っていないから、裁判例が単一責任的運用に固まると、その影響でもとに戻る可能性がないとはいえない、とされている。

賠償責任保険の付保率の方が高い今日において、保険査定実務がクロス方式からシングル方式へ転換されるならば、全体としては自動車保険の被保険者にとって不利となり、ひいては被害者保護に欠ける面を生じることにもなるであろう。

うと思う。しかしながら、明文の根拠のない点はクロス方式もシングル方式も同じことであり、問題は、ともに明文の根拠がない以上、理論上いずれの方式による処理がなされるべきか、ということであろう。倉田判事は、相殺を許せば、賠償責任額だけが保険責任額になるから、相殺差額のみを填補を受けるにすぎない、といわれるが、なぜこのように解されるのか明らかではない。責任保険契約において被保険者が賠償責任を負担していることが保険給付の前提であり、相殺によってこれが消滅した以上保険給付はなされえない、と解されるのであるか。同じく、保険給付の問題を併せて考えると、不法行為債権相互の相殺を肯定することには被害者保護の面で疑問があるとする見解<sup>(4)</sup>があるが、相殺によって保険者の給付義務額が影響を受けるとする理由は明らかにされていない。

他方、相殺を認めたとしても責任保険者の給付義務額に影響しないとする見解<sup>(5)</sup>においても、その理由は必ずしも一致しているわけではない。倉沢教授は、この問題を主に保険事故の面から検討され、保険事故につき損害事故説、請求事故説、責任負担説のいずれの見解をとつても、相殺以前の段階において保険事故が発生しており、相殺の可否は支払保険金の額には影響を与えない、とされる。さらに、いわゆる先履行型の責任保険においても、相殺以前の段階において保険事故とそれによる損害は発生しており、相殺は相互的な責任の履行の一態様にすぎない、といわれる<sup>(6)</sup>。山野助教授は、倉沢教授の見解を、保険事故それ自体に対してよりも損害そのものに焦点を絞るべきであろう、と批判される<sup>(7)</sup>。そして、被保険者は本来支払われるべき保険金が無駄になることを承知して相殺の意思表示をなすとは思えないし、相殺によって結果的にシングル方式と変わらないこととなる処理を前提として保険契約を締結したと考えることも合理性に乏しいとして、相殺によって支払保険金の額は全く影響を受けないと解しておられる<sup>(8)</sup>。

(2) このように、被保険者が第三者に対して債務を負担した後それが相殺によって消滅した場合の責任保険者の填補義務については、自動車の衝突事故によって当事者双方が不法行為債権を取得するに至り、ともに責任保険を付けてい

た場合、相殺を許すか否かという問題を考えるうえでの前提問題として論じられ、見解が対立している。この前提問題それ自体は、被保険者の債務が双方過失による事故によつて生じた不法行為債務であるか、当事者双方がともに責任保険を付けていたかに関係のない責任保険契約上の問題である。

ところで、責任保険契約当事者間で被保険者の第三者に対する債務が相殺によつて消滅した場合には責任保険者は填補義務を免れるとする約定がなされるとするならば、その約定は当事者双方にとつて合理性を欠くものである。保険契約者・被保険者にしてみれば、相殺によつて被保険者の負担する債務が消滅し、被保険者の財産上における消極財産が減少する一方で、相殺に供される債権分の積極財産が減少するのであるから、この場合に何ら保険給付がなされないとするならば、被保険者は自らすすんで相殺することも相殺契約を締結することもない。そして、第三者側が相殺の意思表示をした場合には、被保険者は受働債権分の損失を被つてしまうのであるから、このような責任保険契約を締結する意思を有しないことは当然である。保険者にしてみても、損害査定実務上の沿革を措きその責任保険者としての面からのみ見れば、偶々被保険者が第三者に対して反対債権を有し、相殺されることを期待するはずもないし、責任保険契約による保険保護をこのような不合理なものとして限定する意思を有しはしないであろう。被保険者の債務が相殺によつて消滅した場合の責任保険者の填補義務の問題は、このように、保険実務の沿革という面を除けば、保険契約当事者の意思の面からみてもまた結論の合理性という面からみても相殺によつて責任保険者の填補義務は影響を受けない、と解すべきことになる。残る問題はこの結論を理論上どのように説明するかということにすぎない。

責任保険契約は損害保険契約の一種であり、損害保険者の具体的給付義務は保険事故によつて被保険利益に生じた損害を填補することにあるから、この問題を保険事故と損害の面から理論構成しようと試みることは当然である。そして、この問題に関して保険事故の面でさほどの問題はない。責任保険の保険事故を損害事故、責任負担事故、請求事故のい

説ずれに求めても、相殺による被保険者の債務の消滅によつては責任保険者の填補義務は影響を受けないという結論を導き出すことに支障はない（もつとも、責任確定をもつて保険事故と解する見解では問題が残る）。この問題に関しては、被保険者の損害と責任問題の確定とを問題にすべきであろうと思う。

前述したように、通常の場合を考えれば、被保険者が第三者に対して債務を負担していることが責任保険給付の前提となつてゐる。ある損害事故によつて被保険者が第三者に対して債務を負担し、その後第三者が被保険者に対してその履行を請求し、裁判上または裁判外において被保険者の負担した債務が確定される。そして、被保険者が第三者に債務を履行すると、被保険者の負担した債務が消滅するとともに被保険者の積極財産は減少する。いわゆる責任負担型の責任保険においては、被保険者はその債務負担が確定した時点で保険金請求権を行使することができるし、いわゆる先履行型の責任保険においては、債務の履行を必要とする。これが責任保険者の保険給付が実現するまでの通常の過程である。ところが、この過程が途中で遮断されて保険給付の具体化に至らないことがある。たとえば、免除その他の原因によつて被保険者の債務が消滅し、第三者が被保険者に対して請求することがなかつたり、あるいは、請求権を行使しても訴訟において敗訴し、被保険者の債務負担が確定するに至らない場合である。この場合保険金の支払がなされれば被保険者は不当に利得することになるから、責任保険者が保険金支払義務を負担しないと解すべきことに異論はないであろうと思う。その理由づけをどのようにするかは見解の分かれるところであるが、私は被保険者の損害を第三者と被保険者との間で確定される具体的な債務の負担であると解するから、填補されるべき損害を被保険者は被つていないからであると説明することになる。

そこでここでの問題は、相殺によつて被保険者の債務が消滅した場合が、右に述べたある事故による被保険者の債務負担からその確定ないし履行による消滅に至る過程が途中で途切れ、保険給付の実現に至らない場合にあたるか否かと

いうことである。相殺が裁判上なされる場合や相殺契約による場合には、この過程は何ら途中で遮断されてはいない。相殺は「債務の簡易な決済方法」であり、この場合、被保険者の負担した債務の確定と履行が同時になされているにすぎないと考えれば足り、被保険者が責任保険給付によって填補されるべき損害を被っていることに変わりはない。問題になるのは裁判外で相殺の意思表示がなされた場合である。この場合には、被保険者が負担した債務の確定がなされることなく、それが消滅する。

ところで、被保険者の損害を第三者と被保険者との間で確定される具体的な債務の負担であると解する立場からすれば、被保険者の債務負担が確定するに至らない場合には被保険者に損害が発生せず、責任保険者は填補義務を負担しないことになる。<sup>(10)</sup>しかし、被保険者の債務負担の確定を經ていないとはいえ、被保険者の積極財産の減少を伴って被保険者の負担した債務が消滅した場合に、被保険者の債務負担が解消したから責任保険者は填補義務を免れうると解するならば、妥当性を欠くことになる。この場合、被保険者の債務が消滅するためには被保険者の積極財産の減少を伴わざるをえないのであり、被保険者はその財産上に損失を被っている。しかも、積極財産の減少を伴う債務の消滅を生じなければ、通常、被保険者の債務の確定まで至り、責任保険者は填補義務を負担せざるをえない。このような場合には、やはり、減少した積極財産の限度において消滅した債務分の損害を被保険者は被っているのであり、責任保険者は填補義務を負担すると解すべきである。責任保険者による保険給付が実現するまでの前述の過程はまさに通常の過程にすぎず、第三者と被保険者との間で確定される具体的な債務の負担をもって被保険者の損害を把握する立場は、この通常の過程において妥当するにすぎない。これによって通常の過程を經ずに責任保険給付が具体化する例外的な過程の存在を否定すべきではないと思う。そして、裁判外で相殺の意思表示がなされた場合は、この例外的な過程をたどった場合にあり、責任保険者の填補義務は相殺による被保険者の債務の消滅によって影響を受けない、と解すべきである。もつとも

この場合、被保険者の責任問題の確定を経ずに直ちに被保険者の保険金請求権の行使が認められるか否か、という問題が残る。<sup>(11)</sup>

- (1) 民集二八巻五号六六六頁。
- (2) 倉田卓次「同一交通事故による損害賠償債権相互間の相殺」交通事故賠償の諸相二七四頁、二八〇頁以下。
- (3) 査定実務の変更につき、西原康二「車両の衝突と保険金の支払」新損害保険双書2自動車保険三四三頁以下、久保田仁「自動車の衝突と責任保険」自動車保険の基礎知識三四九頁注(7)参照。
- (4) 久保田・前掲三五〇頁、林良平「石田喜久夫」高木多喜男・債権総論(改訂版)三一頁、鈴木潔ほか編・注解交通損害賠償法五〇六頁(島内乗統筆)。なお、前田達明・民法VI(不法行為法)四〇一頁、四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為下巻六四三頁参照。
- (5) 倉沢康一郎「双方過失による自動車事故と責任保険」保険契約法の現代的課題八〇頁以下、同「自動車の衝突事故と相殺——責任保険との関係——」ジュリスト増刊交通事故一一八頁以下、山野嘉朗「双方過失による衝突と自動車保険」損保研究四二巻三号八九頁以下、青野博之「衝突事故による物損相互間の相殺の許否」法律時報五二巻八号一四二頁。なお、菅原勝伴「同一交通事故による損害賠償債権相互間の相殺」新版・判例演習民法3債権総論二五〇頁参照。
- (6) 倉沢・保険契約法の現代的課題九一頁以下、同・ジュリスト増刊交通事故一一二頁以下。
- (7) 山野・前掲一〇八頁。山野助教授は、被保険者の第三者に対する裁判上または裁判外の賠償額の確定という事実をもって損害ととらえられるようである(同一〇九頁)。
- (8) 山野・前掲一〇九頁。なお、山野・前掲一〇九頁注(28)によると、西島教授は、責任保険金の支払額が相殺の意思表示によって左右されないことの根拠を、保険者・被保険者の保険契約締結上の意思解釈および責任保険の目的(免脱責任)に求めているとのことであり、山野助教授はこの見解に賛成しておられる。
- (9) 新山・前掲一五九頁以下。
- (10) 被保険者が債務を負担した時にあるいは第三者が被保険者に対して請求した時に損害が発生すると解する立場からすれば

ば、この点は問題にならないが、このように被保険者の損害を把握する立場においても、被保険者の責任問題の確定は保険金請求権の行使要件として問題となりうるであろう。

(11) たとえば、第三者が被保険者に対して裁判外において相殺の意思表示をした場合において、被保険者の第三者に対する債務負担が疑われるならば、被保険者が第三者に対する債権の履行を求め、第三者の相殺の抗弁によって敗訴して始めて責任保険者に対する保険金請求権の行使が認められる、と解することもできないではないと思う。つまり、通常の過程においては、被保険者の責任問題が確定した後、被保険者の債務の履行によって債務の消滅と積極財産の減少を生じるが、ここではそれが逆転することになる。

### 三 混同による消滅

(1) 被保険者の負担した債務が混同によつて消滅する場合に責任保険者は保険金支払義務を負担するか否かという問題は、主に親族間の事故において問題となる。しかも、責任保険の約款においては親族に対する賠償責任が免責事由となつていることが多いから、この問題は、実務上、親族間事故が免責事由となつていない自賠責保険において生じている。

最高裁昭和四七年五月三〇日判決は、<sup>(1)</sup>夫が所有し運転する自動車に同乗中生じた事故によつて重傷を負つた妻の自賠責保険者に対する自賠法一六条一項による直接請求権の行使を認めた。この判決を契機として親族間事故を自賠責保険給付の範囲から除外していた保険実務上の取扱いに変更となり、それによれば、被害者が死亡して加害者たる保有者がこれを相続し、損害賠償債権・債務が混同によつて消滅した場合には、葬儀費を除き、保有者の自賠責保険者に対する請求は認められないが、保有者が死亡したため受傷した被害者が保有者の損害賠償債務を相続した場合には、被害者の自賠責保険者に対する請求につき混同の取扱いはなされず、通常の請求と同様に取扱われることになつた。した

がつて、この自賠償保険実務の取扱いの変更以後においては、被害者を相続した被保険者の、あるいは、被害者および被保険者を相続した者の自賠償保険者に対する請求事例のみが裁判例として出現しているにすぎない。しかも、その多くは自賠法一六条一項の直接請求権を行使した事例であり、同法一五条の保険金請求権を行使した事例は次の札幌地裁判決および札幌高裁判決を検索しえたにすぎない。本稿は被保険者の債務が消滅した場合における責任保険者の被保険者に対する損害填補義務の有無を検討することを目的としているから、直接請求の可否自体については検討しない。

札幌地裁昭和五九年一月二七日判決<sup>③</sup>と控訴審札幌高裁判昭和五九年一月二九日判決は、Aが妻BおよびA B間の子Cを同乗させてA所有の自動車を運転中、誤つて海岸に転落し、A B C三人が死亡した結果、AおよびCの権利義務を各二分の一の割合で相続したX<sub>1</sub> X<sub>2</sub> (Aの子、Cの異母姉)が、自賠償保険者Yに対してCの相続人として直接請求権を、Aの相続人として保険金請求権を行使した事案につき、いずれの請求をも退けた。保険金請求について札幌地裁判決および札幌高裁判決は、「自賠法一五条に基づく被保険者の保険金請求権は、被保険者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権である(……)とて、自賠償保険は、前述のとおり、被害者に対し損害賠償債務を負うことによつて被る被保険者の現実の損害を填補することを目的とするものであるから、右の支払とは、被保険者が被害者に対して自己の出捐によつて損害賠償債務の全部又は一部を消滅させたことを指し、混同による損害賠償債務の消滅は、右の支払に当たらないものと解するのが相当である」と判示し、さらに札幌高裁判決は「X<sub>1</sub> X<sub>2</sub>は、自賠法一五条のいわゆる自己の支払には、被保険者自身の支払のほかにこれと同視できる場合を含むと解すべきであり、混同による消滅は、被保険者自身の支払と同視できる場合に該当すると主張するが、混同による損害賠償請求権の消滅においては、債権と債務とが同一人に帰属することにより当然に債権消滅の効果が発生するものであつて、何人の出捐もなく、被害者が損害のてん補を受けることもないから、混同による消滅を被保険者自身の支払と同視することはでき(ない)」と判示している。

被害者の損害賠償債権と保有者の賠償債務が同一人に帰属した場合に、裁判例の一部は被害者の当該保有者に対する損害賠償債権を前提とする自賠償保険者に対する直接請求を認め、これに賛成する学説も有力である<sup>(5)</sup>。これに対して、自賠償保険者に対する保険金請求については、これを認める裁判例は存在しないようであるし、相続財産が損害額より少ない場合を考えれば混同の本質を弁済と考えることはできない<sup>(6)</sup>として、あるいは、責任保険は約定の事故の発生により被保険者に損害賠償義務が発生した場合において、賠償義務者たる被保険者の経済的負担を除去ないし軽減する保険であるから、混同・免除等によって被保険者の賠償義務が消滅し、もって被保険者の経済的負担が解消された場合には、被保険者が保険金請求をなしうる理由はない<sup>(7)</sup>として、混同によって被保険者の債務が消滅する場合に責任保険者は保険金支払義務を負担しないとする見解が強いようである<sup>(8)</sup>。

(2) 右に述べたように、被保険者の債務が混同によって消滅する場合の責任保険者の填補義務の問題は、実務上、自賠償保険の問題として被害者と被保険者との間で相続が生じたときに起きている。しかしこの問題は、理論上は、任意の自動車保険や賠償責任保険においても、被害者が責任保険者に対する直接請求権を有さない場合においても、そして、混同が相続ばかりではなく合併や債権譲渡によって生じた場合にも起こりうる問題であり、責任保険一般の問題である。なるほど、自己の過失によって被害者を死亡せしめた被保険者が被害者を相続した場合において、被保険者が保険金請求権を行使して金員を取得しようとすることに對しては、社会通念上不合理であるとの法感情も生じえようが、しかし、被害会社と被保険者たる加害会社との合併によって損害賠償債権・債務の混同を生じた場合に、責任保険者が填補義務を免れると解することは合理的であろうか。あるいは、明文の約定なくしてそのような責任保険契約を締結する意思を保険契約当事者は有していたと解しうるのであろうか。

たとえば、被害者A会社の所有物を毀損したため加害者B会社はA会社に対してA会社の被った損害分の賠償債務を

負担し、B会社はこのような損害賠償義務に基づきこれを賠償したときのB会社の損害を保険者が填補することを約するいわゆる先履行型の責任保険契約を締結していたとする。そして、その後A会社とB会社が合併し、C会社が設立されたとする(以下、設例1という)。この場合、被保険者の債務が混同によって消滅した場合に責任保険者の填補義務を否定する見解(以下、これを保険金請求否定説といい、肯定する見解を保険金請求肯定説ということにする)によれば、合併前にB会社がA会社に賠償債務を履行していた場合——B会社ないしその承継人C会社は保険金請求権を有する——と、それをせずに合併した場合とで、C会社に保険金債権類分の資産の差を生じるという結果になる。合併前に賠償債務を履行したか否かでこのような差を生ぜしめることは妥当か。

次に、設例1でA会社が毀損された所有物につき物保険契約を締結していた場合(以下、設例2という)はどうか。まず、合併前に物保険者がA会社に損害を填補した場合、A会社のB会社に対する損害賠償債権は物保険者が代位取得する(商法六六二条)。その後A会社とB会社とが合併しても損害賠償債権・債務の混同を生ぜず、物保険者はB会社の債務を承継したC会社に対して損害賠償請求権を行使しうることになる。そして、物保険者に弁済したC会社はB会社の承継人として責任保険者に対して保険金請求権を行使しうることとなり、結局、この場合責任保険者が最終的にこの事故による損害を負担することになる。次に、物保険者による損害填補前にA会社とB会社とが合併した場合、保険金請求肯定説によれば、C会社は責任保険者に対して保険金請求権を行使しえ、責任保険者がこの事故による損害を最終的に負担することになる。他方、保険金請求否定説によれば、C会社は責任保険者に対して保険金請求権を有せず、物保険者によってその損害の填補を受けることになるのである(この場合物保険者と責任保険者の填補義務をともに否定するならば、物保険契約を締結していたA会社と責任保険契約を締結していたB会社の地位を承継しているにもかかわらず、C会社はその損害を保険給付によって埋め合わせることができないという不合理な結果になるのであるか

ら)。仮にそうであるとすれば、合併前に物保険者がA会社の損害を填補したか否かによってこの事故による損害の最終的負担者が異なりうることは、不合理ではないか。

さらに、設例2において物保険者をしてこの事故による損害の最終的負担者とすることが、妥当であるか否かを考えてみる。これを考えるために、A車とB車とを所有する甲がA車について物保険契約を、B車について責任保険契約を締結しており、甲が誤ってB車をA車に衝突せしめA車を毀損した場合（以下、設例3という）と設例2とを比較してみる。設例3においてB車の責任保険者の填補義務は発生することなく、この事故によるA車についての甲の損害はA車の物保険者によって填補されることになる。設例2において物保険者はA会社の所有者としての危険を、責任保険者はB会社の賠償危険を担保し、設例3において物保険者は甲のA車の所有者としての危険を、責任保険者は甲のB車によって生じた事故の賠償危険を担保している。各々の設例において少なくともいずれかの保険者に対するC会社および甲の保険金請求権が認められなければならないであろう。そして、設例3の事故がそもそも賠償責任の発生しようのない事故なのであるから、甲のA車の所有者としての危険のみに関するものであり、A車の物保険者がそれによる損害を負担すべきものであるのに対し、設例2の事故はそもそもA会社・B会社間においてB会社がそれによる損害を負担すべき賠償危険に関する事故であり、物保険者と責任保険者との関係においてはB会社の賠償危険を担保していた責任保険者が最終的にはそれによる損害を負担すべきであろう。それにもかかわらず設例2において責任保険者の填補義務を否定するならば、それは物保険者に対してB会社の賠償危険をも担保させるに等しい。

設例1において、保険金請求否定説によれば、他に資産・負債の変動がないとすると、事故発生前のA会社とB会社の純資産額の合計と合併後のC会社の純資産額とは、事故によるA会社の損害額分すなわちB会社の賠償債務額分の差を生じる。この差額について保険金請求否定説は、被害者と加害者との間に損害賠償債権・債務の混同を生じた場合、

この事故による損害について被害者と加害者とが同一人であるところの設例3における損害と結果的には同一の処理をしていることになる。しかし、合併などによって被害者と加害者との地位が同一人に帰したとしても、設例1と設例3とを同一視することは適当ではない。

(3) 右のように、被保険者の負担した債務が混同によって消滅する場合責任保険者が保険金支払義務を負担するか否かの問題を、責任保険一般の問題として結論の妥当性という面から考えてみたとき、その義務は肯定されるべきである。では、この結論は責任保険者の保険給付義務という面から理論上どのように正当化されるのか。

一つの考え方は、損害賠償債権・債務が同一人に帰する場合においても、その債務について責任保険契約が締結されているときには、債権・債務は混同によって消滅することはないとするものである。この考え方は、自賠償保険において被害者の自賠償保険者に対する直接請求権の存続を肯定する見解によって主張され、そのためには簡明でかつ便宜な説明である。<sup>10</sup>確かに、債権・債務が同一人に帰したとしても債権の消滅を来さない場合は、民法五二〇条但書の場合に限られるのではなく、その債権を存続させることについて意味を認めうる場合にはその債権の存続することが肯定されている。しかしながら、今ここで問題としている事例はこのような意味を認めうる事例ではなからう。ここでは被害者の被保険者に対する損害賠償請求権の行使が問題となつては、責任保険者に対する被保険者の保険金請求権の行使が直截に問題となつては、この考え方によつても、いわゆる先履行型の責任保険において保険金請求を肯定することには無理があるが、いわゆる責任負担型の責任保険においては被保険者の債務負担の確定を不要と解することによつて保険金請求権の行使を認めうると思う。しかし、ここでの問題の本質は、被保険者が第三者に対して一旦法的責任を負担した後それが消滅した場合、責任保険者は当然に填補義務を免れるか否かということにある。

前述したように責任保険契約は損害保険契約の一種であり、保険事故によつて生じた損害を填補することを目的とす

る契約である。ここでも問題の一つは被保険者が填補されるべき損害を被っているといえるか否かということであろう。

まず被保険者が被害者から損害賠償債権を取得した場合、混同によって被保険者の賠償債務は消滅する。保険金請求否定説は、被保険者の債務が消滅した以上、損害填補の必要性はなくなったと解している。被保険者の債務が消滅しても前述した相殺による消滅の場合のように責任保険者の填補義務を肯定しなければならぬ場合もあるから、保険金請求否定説は混同によって被保険者の債務が消滅した場合を免除や時効によって消滅した場合と同じに考えるのである。しかし、混同による被保険者の損害賠償債務の消滅には、被保険者が被害者から取得した損害賠償債権の消滅が必然的に伴う。この取得された債権それ自体が責任保険契約によって担保されているのではないことは勿論であるが、被保険者の債務は被保険者の財産中にこの取得された債権が存在しなければ消滅しないのであり、被保険者の債務の消滅に際して被保険者の積極財産の減少を伴っていることは、相殺の場合と同様である。そして、被保険者がその負担した債務を消滅させるために要した積極財産がいかなる原因によって取得されたか、有償でか無償でか、いつ取得されたかは、責任保険者の填補義務には関係のないことである。被保険者が無償でこれを取得したからといって責任保険者の填補義務を否定するならば、それは、被保険者が責任保険者の給付義務には関係のない原因によって第三者から取得した利益をもって、責任保険者の填補義務を免れさせることになると思う。

被害者が被保険者の地位を承継したり、ある者が被害者と被保険者の地位を承継して混同を生じた場合も事情はこれと全く同じである。被保険者を承継した被害者や被害者および被保険者を承継した者は責任保険によって担保される債務を負担し、その債務は被害者自身の債権や被害者から取得した債権の消滅を伴って消滅する。この場合も、被害者としてではなく、被保険者の承継人として損害があるか否かの問題である。

いわゆる先履行型の責任保険においては被保険者が被害者に債務を履行して保険金請求権を行使しうるが、ここでは

被保険者が被害者に現実に弁済したか否かが重要なのではなく、被保険者の積極財産の減少を伴って被保険者の負担した債務が消滅したか否かが重要なのであると思う。もちろん契約当事者の約定によってこれを弁済に限定することも可能であろうが、そのように解すべき特段の事情が認められる場合を除き、弁済による被保険者の債務の消滅は保険金請求をなしうる主要な場合を定めるにすぎず、混同によつて被保険者の債務が消滅した場合も含むものと解すべきであろう。

(1) 民集二六卷四号八九八頁。

(2) 自賠償保険者に対する直接請求事件において被害者と被保険者との間で損害賠償債権・債務の混同を生じた事案に関する裁判例は、誰が請求者であるか(被害者を相続した被保険者か、被保険者を相続した被害者か、被害者および被保険者を相続した者か)という基準のほか、被保険者(保有者、運転者)たる加害者の人数・態様によつて三つ(ないし四つ)の類型に分けることができる。第一は被害者との間で混同を生じる保有者たる加害者のほかに被保険者たる加害者がいない場合であり、第二に被害者との間で混同を生じる被保険者たる加害者のほかに保有者たる加害者がいる場合であり、第三に被害者との間で混同を生じる保有者たる加害者のほかに運転者たる加害者がいる場合である(被害者との間で混同を生じる保有者たる加害者のほかに保有者たる加害者と運転者たる加害者がいる場合は、裁判例を分類するにあたって第二の類型と一緒に考へてかまわない)。裁判例の詳細については、新山「混同による損害賠償債務の消滅と責任保険」北海学園大学法学研究 二一巻三号二九九頁以下参照。

(3) 判時一一二一号八二頁、判夕五二八号二八四頁。

(4) 判夕五四八号二二二頁。

(5) 自賠償保険者に対する直接請求を肯定する見解について、新山・北海学園大学法学研究二二巻一号一六頁以下参照。

(6) 矢吹徹雄「親族間不法行為による自賠法一六条による直接請求権と損害賠償債務の相続による混同」法学三八巻一号九六頁以下。

(7) 児玉康夫「交通事故にもとづく損害賠償請求権の相続による混同と自賠法一六条一項の直接請求権」判タ五八三号三二頁。同旨、山口幸雄「損害賠償請求権の混同」判タ六二七号三九頁。

(8) 保険金支払義務を肯定すると思われる見解もないではない。新美育文「自動車の無償貸与者は借主の家族ドライバーのために運行される当該自動車に同乗していた借主の子供に対して運行供用者たる地位に立つか」ジュリスト五八一号一三二頁以下は、自賠責保険者に対する保険金請求を肯定されるものと思われる。さらに、田辺康平「自賠責保険の直接請求権と保険金請求権」新損害保険双書2自動車保険五八頁、西島梅治「責任保険」現代企業法講座4企業取引三二〇頁以下は、被害者が、被保険者に対して損害賠償請求を提起し勝訴の確定判決を得た後、この確定判決に基づき被保険者の保険金請求権につき転付命令を得たことを理由として自賠責保険者に対して保険金の支払を求めた事件において、保険金請求権の被転付適格を肯定した最高裁昭和五六年三月二四日判決（民集三五卷二号二七一頁）に関して、転付を受けた被害者が保険金請求権を行使するためには自己への賠償義務の履行が条件づけられることになるが、その賠償義務は混同により消滅するので、被害者は直ちに保険金請求権を行使できると解しておられる。もつとも、転付命令によって被保険者の債務が消滅するのは弁済されたものとみなされる（民執法一六〇条）からであろう。なお、フランスおよびドイツの学説については、新山・北海学園大学法学研究二二巻三号四二九頁以下参照。

(9) 混同の事例についてはないが、金沢理「近親者による被害者請求」交通事故と責任保険一一九頁参照。

(10) この考え方によれば、請求者は、自賠法一五条の要件を満たすことはできないから保険金請求権を行使することはありえないが、直接請求権を行使することによって自賠責保険による保険保護を享受しうることになるのである（自賠法一六条三項参照）。

(11) 被害者を相続した被保険者が責任保険金請求権を取得するならば不合理であるとする批判が考えられる。被保険者が自らの行為によって死亡させた被害者から相続取得した損害賠償債権によって責任保険契約上担保されるべき自己の損害賠償債務の消滅を来した場合、このような批判も理解できないではないが、しかし、それはそもそも被害者に損害を惹起した加害者も被害者の財産権を相続取得するという相続制度それ自体によって生じていることであろう（同旨、児玉・前掲三五頁注（21）。ただし、自賠責保険者に対する直接請求権の行使を肯定されるに際して）。

## 四 おわりに

相殺によつて被保険者の債務が消滅する場合には、損害事故による被保険者の債務負担からその確定ないし履行による消滅に至る通常の過程を必ずしも経ず、例外的な過程を経て責任保険給付の実現に至ることがある。混同によつて被保険者の債務が消滅する場合も、第三者の被保険者に対する請求や被保険者の債務の確定を経ることなしにそれが消滅することがあり、必ずしもこの通常の過程をたどらない。それにもかかわらず相殺や混同によつて被保険者の負担した債務が消滅した場合に責任保険者の保険給付義務を肯定すべきであると考えるのは、被保険者の積極財産の減少を伴つてその負担した債務が消滅したからであり、被保険者に填補されるべき損害があると解するからである。相殺と混同によつて例外的な過程をたどつた場合にもこのように責任保険者の填補義務を肯定することができる<sup>と解するならば、さらに考えなければならぬ問題が残ることになる。</sup>

まず問題になるのは、被保険者の負担した債務の確定がなされることなく、それが消滅した場合である。責任保険金請求権を行使するために被保険者の責任問題の確定を必要としないと見る見解をとれば全く問題のないところであるが、第三者と被保険者との間で確定される被保険者の負担した債務の存在および範囲と被保険者と責任保険者との間で判断されるそれとの間に、後者が前者を上回ることがあつてはならないと考えるのであれば、<sup>(1)</sup>相殺によつて被保険者の債務が消滅した場合に直ちに保険金請求権の行使が認められるか否かの問題を生じうることになる。被保険者の債務の確定がこのような理由によつて要求されるのであれば、混同によつて消滅した場合にはこれを問題とする必要はなからう。

さらに混同によつて被保険者の債務が消滅した場合において、損害事故説や責任負担説では問題はないが、請求事故

説をとる場合には保険事故との関係が問題となりうる。請求事故説がとられる理由の一つは、広く第三者の理由なき請求に対しても責任保険の保護機能を認めようとするところにあると考えるが、<sup>(2)</sup>第三者が被保険者に対して債務の履行を請求することなく混同を生じた場合には、逆に責任保険の保護範囲を狭めてしまうことになるのではないかと思われる。この場合責任保険者の填補義務を否定してしまうことには問題があるから、請求事故説については再度検討してみる必要があると考えている。

(1) 新山「昭和五一年改訂自動車保険約款による対人賠償責任保険金請求権の代位行使」北海学園大学法学研究一九巻二号三  
一一頁以下参照。

(2) 新山・田辺康平先生還暦記念保険法学の諸問題一五四頁以下参照。

L'obligation d'indemnisation de l'assureur de responsabilité  
en cas d'extinction de  
la dette de responsabilité de l'assuré

Kazunori NIYAMA\*

L'assurance de responsabilité est une assurance de dommages, ayant pour but d'indemniser l'assuré qui a subi un dommage en raison de sa responsabilité à l'égard d'un tiers lésé. L'assuré peut exercer l'action en garantie contre son assureur, lorsque sa responsabilité est, en principe, fixée préalablement par jugement irrévocable ou par transaction entre lui et le tiers (par exemple, en matière d'assurance automobile facultative) ou lorsqu'il a désintéressé déjà le tiers (par exemple, en matière d'assurance de responsabilité automobile obligatoire). A l'inverse, si l'assuré n'a pas été condamné faute de fondement de la demande invoqué par le tiers, l'assureur n'est pas tenu de verser l'indemnité contre l'assuré. Il n'en est pas tenu également si la dette de responsabilité de l'assuré est éteinte par remise de dette ou prescription. Alors, la même solution est-elle admise au cas d'extinction par compensation ou confusion de la dette de responsabilité de l'assuré?

Les avis sont partagés d'abord au cas de compensation. Un auteur soutient que l'assuré ne peut réclamer la garantie à l'assureur que pour la part non éteinte par compensation. Mais il faut s'affirmer que l'assureur reste tenu d'indemniser l'assuré de la dette éteinte par compensation aussi, puisque celui-ci a subi une perte en perdant sa créance contre le tiers.

Le problème en cas de confusion se pose ensuite, par exemple, concernant l'assurance de responsabilité automobile obligatoire quand l'assuré a hérité du tiers. Les décisions des tribunaux ont libéré l'assureur de l'obligation d'indemnisation dans ce cas. Plusieurs auteurs tiennent également que l'assureur est libéré, parce que l'assurance de responsabilité a pour but de enlever ou d'alléger la charge économique de l'assuré responsable et l'obligation de réparation de l'assuré, c'est-à-dire la charge économique de l'assuré est déjà éteinte par confusion. Cependant cette solution est douteuse, puisque l'assuré a subi une perte comme au cas de compensation en perdant la créance qu'il a héritée du tiers. Il convient donc que l'assureur doive alors verser l'indemnité contre l'assuré.

---

\* professeur adjoint à la Faculté de droit de Hokkai Gakuen Université